

工事検査ワンポイントアドバイス 「検査員の視点①」

工事検査通信 No.75

発行： R4年7月25日

出納局 工事検査課

今回は、若手技術者研修会に工事検査の説明に來ています。



こんにちは、〇〇建設事務所の浩二です。毎回、工事検査通信を楽しく拝読させて頂いています。

実は、私が工事監督をしている工事の竣工検査を受検したいと思っています。そこで、検査員がどのような視点で土木工事を検査をされているのか知りたいのですが……

こんにちは、浩二さん。日々の工事監督業務、大変お疲れ様です。土木工事の検査のポイントについて知りたいのですね。わかりました。それでは先ず、工事検査に関して定めた主要綱と基準についてお話しします。



宜しくお願いします。

はい。最初にお話をするのは、福島県工事検査実施要綱と福島県工事検査基準についてです。

要綱の第8条第1項では『検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比してその適否を判断する。』と記されています。

続いて第2項では、『検査を行うときは、(1)工事の出来形、(2)工事の品質、(3)工事の出来ばえに留意しなければならない。』と記されています。

さらに、福島県工事検査基準の第2条では「その適否の判断は出来形及び品質について行うものとする。」と記されています。

なお、設計図書とは、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書となります。(共通仕様書土木工事編 I P4)



なるほど、だから、工事の出来形、品質が、工事請負契約書、契約約款及び設計図書に適合していないと「不適合工事」になってしまうのですね。では、「(1)出来形」では、どのような確認(検査)をされているのですか？

はい。「(1)出来形」の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して行います。さらに、実測(実地)でも検査しています。ここで注意しなければいけないのは、「出来形に関する各種の記録」が全て揃っていることが重要です。

(次頁に続く)



(前頁より続く)

仮に、記録が作成されていない項目があれば、出来形の管理がどのように行われたのかわからないからです。検測の結果、規格値に適合しない場合、「不適合工事」となります。



ありがとうございます。なるほど、よく分かりました。出来形管理記録が正しく作成され全て揃っているのか、検査を受ける前にしっかり確認します。

ところで、実際の検査で不適合となった事例はあるのでしょうか？

はい。過去の「(1)出来形」の検査事例ですが、出来形管理記録と現場(実測値)に齟齬がある場合で、出来形を管理する位置を取り違えており規格値に適合していないため「不適合工事」になることがありました。(例：側溝延長は、中心線で測定すべきところを曲線の外側で管理していたため、出来形不足となった。)



間違えないように注意したいと思います。その他に注意したほうが良いことはありますか？

そうですね。不可視部分(竣工時に見えない部分)の「(1)出来形」は、注意が必要です。不可視部分については、竣工図や出来形管理図表と写真を対比して確認します。それでも確認できない場合は、最小限の破壊を行い、確認する場合があります。

最終的に適正な出来形が確認できない場合は、「不適合工事」となりますので、不可視部分について、写真管理は特に注意する必要がありますね。

検査員は、出来形管理図表と写真を見比べて測定値が異なるところを見つけた場合、その現場が適正に管理出来ているかについて詳しく検査を進めることになります。



はい。施工段階から十分に注意して監督します。

「(2)品質」の確認については、次回、お話します。



ありがとうございました。次回も宜しくお願いします。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：唐井(カライ)検査員



：浩二(コウジ)技師